

令和8年度 事業計画

[1]基本方針

シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し地域社会の活性化と会員の生きがいの充実を図るため、「自主・自立・共働・共助」の理念のもとで適正就業の徹底、安全第一の運営を基本とし、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現や現役世代の下支えなどを目指して取り組んでいます。

わが国では、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する一方、高齢者の社会参加や就業機会の確保が重要な課題となっています。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律においても、昨年から65歳までの雇用確保の完全義務化及び70歳までの就業機会確保が事業主の努力義務改正が施行されるなど、益々高齢者の労働市場への参加が求められています。

一方、当センターにあっては、コロナ禍で減少した契約額は経済回復等で概ねその前の水準に回復し、就業依頼も増加の傾向が見られるものの、会員数の減少が続いています。定年延長等による新規会員の高年齢化、会員平均年齢の上昇等による、運営基盤の脆弱化、就業機会の確保の困難化への対応などが重要な課題となっています。

これらに対処するべく、フリーランス法の施行を踏まえて令和7年度から個人家庭、公共団体、公共的団体との受託業務は、新しい包括的契約に移行いたしました。民間企業との受託業務についても全国や県内の動向等を考慮し、順次適切な方式に展開をしております。新たな契約方法においても、発注者や会員の皆様には、引き続きこれまでと変わらないサービスを提供してまいります。

さらに、公益法人改革に対応するべく理事・監事に法人外部の人材を選任し、自律的ガバナンスの充実・透明性向上を図ると共に、中長期計画を策定いたします。

このように、センターを取り巻く環境は年々変化していますが、令和8年度においても、「親切・丁寧・誠実な就業」を継続提供することによって、地域からシルバー人材センターへの期待が一層高まり、活力ある地域づくりに貢献するため、会員の主体性と当センターが車の両輪となり、情報発信や普及啓発を推進するべく、次の諸事業に積極的に取り組みます。

[2]事業の実施計画

1 会員数の確保

地域に根差し、住民に信頼されるセンターづくりには、会員の確保・拡大が重要です。このため、会員の確保を図るべく、市町の広報紙掲載、諸施設への会員募集チラシの設置や全戸回覧に加え、ホームページを活用した啓発活動、退会抑制のための個別フォロー等を強化します。

2 安全就業の徹底

「安全は全てに優先する」を会員の共通認識として掲げ、安全就業基準の遵守、安全標語の啓蒙活動等を通じ、安全意識の徹底に努めます。

- (1) 安全・適正就業委員会において、事故発生状況の原因究明と再発防止に向けた事故防止対策を講じます。また、就業現場の安全パトロールと各支部・事業所での安全委員による随時の安全パトロールを実施します。
- (2) 就業前の現場周辺の点検確認、危険箇所等の情報を共有し、安全装備着用を徹底します。
- (3) 重篤事故率の高い剪定、伐採作業の安全対策として、樹木別剪定講習会を開催し、安全意識の高揚を図ります。
- (4) 安全就業基準に、熱中症対策や飛び石事故防止のための草刈作業の高刈り項目を盛り込むと共に、草刈事故防止講習会の開催や教習機関が実施する技能講習への受講呼びかけや受講助成を行います。

3 適正就業及び就業機会の推進

- (1) 発注者や会員に対しシルバー事業のしくみである「臨時的かつ短期的または軽易な業務」を正しく理解してもらうため、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を配布し、適正就業を推進します。
- (2) 請負や新たな包括的契約等の契約方式に応じて、センター利用規約や会員業務就業規約等に基づき、各規程を遵守します。
- (3) 発注者からの指揮命令を受けたり、発注先の労働者と混在する就業は、兵庫県シルバー人材センター協会が実施する一般労働者派遣事業により対応します。

4 普及・啓発活動の推進

- (1) 地域住民を対象にシルバー事業について理解と協力を得るため、啓発用チラシの配布、諸施設への入会説明会の案内情報の設置やシルバー紹介写真展示等を行うとともに、当センターの行事予定や活動報告等の情報をホームページに掲載して、豊富な情報の発信に努めます。
- (2) 入会説明会を月2回開催し、シルバー人材センターの趣旨及び事業内容

を説明し入会の促進に取り組みます。また、ハローワークと連携して再就職支援セミナー等を実施し、新規入会者の掘り起こしを図ります。

(3) 兵庫県シルバー人材センター協会と連携し、高齢者活躍人材確保育成事業を展開します。

5 講習会開催やデジタル化の推進

会員の技能習得、技術の向上及び後継者育成のための技能講習会や、入会を誘う刃物研ぎ講習会の実施等に努めます。

また、デジタル化時代に沿った、請負及び包括的契約の就業条件明示の会員マイページ「スマイル To スマイル」の充実や、配分金明細書の紙の通知からいつでも確認できる電子化への移行等を行い、デジタル技術を活用した業務の効率化や利便性の向上を推進します。

6 たつの市福祉会館の管理

たつの市から指定管理者の指定を受けているたつの市福祉会館の適正な管理を行い、もって地域福祉の増進に努めます。

7 財政の健全化

センター事業の運営では財政面での安定が重要な課題です。一層の運営経費の節減と就業開拓を通じて事業収益の拡大に努めるとともに、新たな公益認定基準である中期的収支均衡にも対応し、中長期計画に基づき持続可能な組織運営の礎となる健全財政を維持してまいります。

8 事務局体制の充実・見直し

(1) 事務局職員は常に課題を把握し、自己研鑽を怠ることなく会員との信頼関係を深め、活気ある職場づくりに取り組みます。

(2) 本部・支部・事業所等が連携を密にし、効率的な業務運営を図ります。太子支部では新たな事務所で一層のサービス向上に努めます。

(3) 近年は会員減少と併せて支部・事業所の運営経費が影響などで、経常損益の赤字が続いています。このことから、事業費及びエリアの小さい御津連絡所は、たつの支部（本部）に統合する方向で検討を進めます。

9 その他の事業

(1) 会員の親睦・ボランティア活動では、互助部会を中心に自主・自立の互助活動を展開します。また、地域での奉仕活動に積極的に参加します。

(2) 独自事業の「貸衣裳事業」を引き続き実施します。